

国自整第 85 号の 2
平成 14 年 7 月 29 日

(社)日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
整備課長

自動車整備事業者への指導の徹底について

自動車整備事業者による不正行為については、これまでも運輸支局職員による指定自動車整備事業者、自動車検査員への講習等を通じてその防止等を図ってきたところである。

しかしながら、平成 13 年 8 月の関東運輸局東京陸運支局による指定自動車整備事業者への立入監査で、大規模な不正行為が確認されたため、東京陸運支局は、当該事案について警察当局へ告発するとともに、関東運輸局は、本年 3 月に指定自動車整備事業の指定の取り消し、自動車検査員の解任等厳正な行政処分を行ったところである。

今般、当該不正行為を行った指定自動車整備事業者、当該事業者と共謀した自動車分解整備事業者等が逮捕され、過去に例をみない大規模な不正行為が明らかになりつつある。

このような不正は、指定整備事業制度の根幹をゆるがしかねない重大かつ悪質な行為であることから、各地方運輸局等に対し、同様の不正行為の防止を図るため事業者等の監査体制の強化、指導の充実を図るよう指示したところである。

貴会におかれても、貴会傘下会員に対し注意を喚起するとともに、法令の遵守等について指導されたい。